令和８年（再イ）第７号

広島県世羅郡世羅町大字本郷816番地２

再生債務者　賀楽　光隆

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月28日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第８号

熊本県玉名市岩崎347番地１高津原マンション101号

再生債務者　上村　祐世

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月29日　熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（再イ）第６号

北海道登別市鷲別町４丁目45番地17

再生債務者　谷藤　司樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月29日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者及び登録の取消しをした者を次のとおり公告する。

令和８年11月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

令和８年10月１日付

東京8503　宮下　　亮　　埼玉2876　加藤　琢哉
埼玉2877　小礒　智子　　埼玉2878　池田　直樹
埼玉2879　島原　拓也　　長野2659　畠山　郁美
愛知3222　吉澤　弘之　　福井 471　三上　洋史
石川 701　中川　敦史　　富山 573　北川　完帥
熊本1273　花谷　　啓　　沖縄 553　知花　剛士
福島1550　本田　公毅

令和８年10月13日付

東京8504　中島　賢一　　京都 964　木下　壱航

令和８年10月20日付

東京8505　須澤　　侑

〈登録の取消し〉登録取消し日・登録番号・氏名

令和７年３月10日付　栃木 399　篠崎　米司
令和８年４月19日付　東京6365　安西　弘康
令和８年８月21日付　兵庫1825　南　　和也
令和８年８月22日付　福井 222　土田　秀明
令和８年９月３日付　静岡 970　山田　英毅
令和８年９月12日付　滋賀 349　満島　弘順
令和８年９月16日付　山梨 237　春日　和雄
令和８年９月21日付　広島1271　藤井　一三
令和８年９月25日付　山梨 193　芹澤　利二
令和８年９月26日付　東京7944　村山　　学

令和８年10月１日付

千葉2181　小林　　潔　　栃木 287　上野　仁平
栃木 803　糀谷　嘉子　　大阪2961　紀岡　　勇
京都 704　橋本　正和　　兵庫1497　黒田　良平
兵庫1596　中島　幸男　　兵庫1898　中塚　良和
兵庫2032　原　　清貴　　愛知1799　安藤　伸夫
愛知2662　稲葉　貴文　　愛知2838　大橋　久美
岡山 935　難波　弘毅　　福島1175　桑名　尚永
福島1383　鈴木　　裕　　愛媛 464　石原　　成

令和８年10月13日付

東京5402　松田　文夫　　東京5787　石関　春雄
東京8084　小野　貴幸　　神奈川1812柳下　　正
千葉2226　佐藤　浩司　　栃木 935　河合　史郎
群馬 510　塚越　　大　　群馬 994　安藤美知子
静岡1136　長谷川　成　　静岡1889　鬼頭　克巳
長野2056　関口　実夫　　長野2339　福澤　博志
新潟2098　田中　良樹　　大阪1736　大野　正造
大阪2778　吉野　一正　　愛知2383　吉野　竹夫
岐阜 761　香村　友數　　福井 389　松田源次郎
富山 296　北川　秀雄　　富山 298　西永　正信
富山 374　前田　　稔　　広島1914　大塚　祐司
福岡2122　櫻木　　武　　福岡2470　玉木　哲郎
熊本 859　山本　和久　　熊本 879　宮崎　俊紀
宮崎 777　野中　威志　　岩手1103　三浦　　司
秋田 876　木村　　明　　札幌1245　高木　紀明
香川 750　藤原　　功　　徳島 406　清水　　等
徳島 536　川上　　守　　愛媛 560　眞砂　桂介

令和８年10月20日付

東京5825　柴山　清和　　長野2181　古厩　正博
兵庫2420　藤原　明雄　　奈良 467　吉村　　諭

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月12日　　新潟県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号

⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　平７中１第15533号

⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　平７高１第15593号
　授与年月日　平成７年３月31日
　授与権者　東京都教育委員会
　氏　　名　小田　和輝
　本　籍　地　新潟県

２　失効年月日　令和８年10月23日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ニ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月12日　　福岡県教育委員会

１．氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号

⑴　堀川　　廉、宮崎県、中学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６中１第5887号

⑵　堀川　　廉、宮崎県、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６高１第7285号

２．失効年月日　令和８年10月15日

３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ハ）該当

公示送達

前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による令和5年8月28日付仮換地指定通知は、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒否し、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、通知の内容を下記のとおり公告します。

令和８年11月12日

前橋勢多都市計画事業
小暮土地区画整理事業
施行者　前橋市
代表者　市長　小川　　晶

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　群馬県前橋市富士見町時沢1833番地５
氏名　青木　幸子
住所　埼玉県坂戸市伊豆の山町60番地１
　サンライフM201号室
氏名　青木　嘉人

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業の仮換地指定について、別紙仮換地指定通知書及び仮換地図のとおり仮換地指定します。

（教示）

１　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に群馬県知事に審査請求をすることができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、施行者（前橋市）を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、仮換地指定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると仮換地指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、仮換地指定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙仮換地指定通知書及び仮換地図は省略し、それらを群馬県前橋市富士見町時沢1833番地10において掲示しています。